

砂川市規則第 17 号

令和 8 年 3 月 31 日

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

砂川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第３（第14条関係）(12)の項中「１月」を「別表第５に定める日数」に改め、同表に次のように加える。

(16) 生後１年に達しない子を育てる会計年度任用職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。
(17) ９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務が121日以上であるものに限る。）が、当該子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める当該子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において５日（その養育する９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子が２人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日１日当たりの勤務時間に５（その養育する９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子が２人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
(18) 要介護者の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日１日当たりの勤務時間に５（要介護者が２人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間
(19) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植の	勤務時間等条例施行規則の適用を受ける職員の例による。

ため末梢血幹細胞を提供する場合において、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
--	--

別表第4（第14条関係）中（1）の項及び（2）の項を削り、（3）の項を（1）の項とし、（4）の項及び（5）の項を削り、同表（6）の項中「負傷」の次に「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」を加え、同項を同表（2）の項とする。

別表第4（第14条関係）の次に次の1表を加える。
別表第5（第14条関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	付与日数
5日以上	217日以上	10日
4日	169日～216日	7日
3日	121日～168日	5日
2日	73日～120日	3日
1日	48日～72日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が30時間以上を含むものとする。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。